

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年6月2日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあつた年月日

平成26年3月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人フードバンク香川

土手 政幸

高松市番町1丁目10番35号

3 定款に記載された目的

この法人は、地域福祉、環境保全、教育等の社会的な課題に取り組む団体、食品生産、製造・加工等に携わる団体及び食品流通等に関わる団体又は個人等と連携して、これまで無駄となっていた「食品」を媒介として、地域における人と人のつながりを創造するフードバンク活動を推進することにより、地域で支えあう社会の実現に寄与することを目的とする。